

○平成29年度 実地指導における主な指摘事項（共通事項）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	共通	3 運営	サービスの質の評価	条例第77号第23条第4項	自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。	中濃県事務所
2	共通	3 運営	運営規程	条例第77号第29条	運営規程の内容が変更されているにもかかわらず、運営規程が修正されないままになっている場合がある。特に「従業者の員数」「営業日及び営業時間」「利用料その他の費用の額」「事業の実施地域」を変更した際は、注意すること。	中濃県事務所
3	共通	3 運営	掲示等	条例第77号第32条第2項	運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、事業所のホームページに掲載する等周知に努めること。	中濃県事務所
4	共通	3 運営	秘密保持	条例第77号第33条第2項	サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくこと。	中濃県事務所
5	共通	3 運営	苦情処理	条例第77号第36条第1項 要綱第3の1(3)ネ(ア)	相談窓口の連絡先、苦情処理の体制等を事業所に掲示すること。	中濃県事務所
6	共通	3 運営	記録の整備	条例第77号第40条第2項	文書の保存期間は、当該記録を整備した日（又は具体的なサービスを提供した日の属する月の翌々月の末日）から5年間とすること。	中濃県事務所
7	共通	3 運営	勤務体制の確保	条例第77号第98条第1項 要綱第3の6(3)オ(ア)	事業所ごとの勤務表を作成するに当たっては、勤務の体制（勤務時間、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等）を明確にすること。特に兼務している職員がどの職種で勤務するのか明確にすること。	中濃県事務所
8	共通	3 運営	重要事項説明書	条例第77号第9条第1項	重要事項説明書の記載内容が、運営規程と異なる部分があるので修正すること。（利用料金、サービス提供時間、実施地域等）	中濃県事務所
9	共通	3 運営	掲示等	条例第77号第32条第1項	事業所内に掲示されている運営規程が古いものであったので、最新のものを掲示しておくこと。	中濃県事務所
10	共通	4 報酬	介護職員処遇改善加算	H29通知「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」10(1)	介護職員処遇改善加算の届出を行った事業所は、賃金改善を行う方法等について「介護職員処遇改善計画書」を用いて介護職員に周知すること。	中濃県事務所
11	共通	5 その他	領収証	H12.6.1老発第509号「介護保険制度下での居宅サービスの対価にかかる医療費控除の取扱いについて」	利用者に発行する領収証には、医療費控除の対象となる金額のほか、居宅サービス計画を作成した介護支援事業者名を記載すること。	中濃県事務所
12	共通	5 その他	領収証	介護保険法施行規則第65条	領収証には、介護保険対象サービスの利用者負担額とその他の費用を区分して記載すること。	中濃県事務所
13	共通	5 その他	領収証	介護保険法第41条第8項	サービスの提供に要した費用の支払いを口座振替で受けた際にも領収証を発行すること。	中濃県事務所
14	共通	5 その他	変更届	介護保険法第75条第1項	運営規程に定められた事項が変更された場合は、修正するとともに、当該変更を届け出ること。変更届は、変更から10日以内に届け出なければならないことに留意すること。	中濃県事務所

○平成29年度 実地指導における主な指摘事項（訪問系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	訪問介護	3 運営	個別サービス計画	条例第77号第24条	訪問介護計画が作成されないまま訪問介護サービスを提供している事例が見受けられたが、サービス提供責任者は全ての利用者について居宅サービス計画に沿った訪問介護計画を作成すること。	中濃県事務所
2	訪問介護	4 報酬	特定事業所加算	老企第36号第2の2(17)①イ、②イ	特定事業所加算を算定する場合には、訪問介護員毎に研修計画が作成されていることを明確にするとともに、前年度（3月を除く）の訪問介護員のうち介護福祉士の割合が3割以上であったことが確認できるように資料を残しておくこと。	中濃県事務所
3	訪問介護	4 報酬	初回加算	告示第19号別表1二注	初回加算は、新規に訪問介護計画を作成し、サービス提供責任者が初回訪問時等に訪問若しくは同行している場合に算定すること。	中濃県事務所
4	訪問リハビリテーション	4 報酬	リハビリテーションマネジメント加算	告示第95号第十二号(1) 老企第36号第2の5(6)③	訪問リハビリテーション計画の進捗状況についての初回の評価は、訪問リハビリテーション計画に基づくリハビリテーションの提供開始からおおむね2週間以内に実施すること。	中濃県事務所

○平成29年度 実地指導における主な指摘事項（通所系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	通所介護	1 人員	看護職員	条例第77号第92条第1項第2号 老企第36号第2の7(17)	指定通所介護の単位ごとに、専ら当該サービスの提供にあたる看護職員を1名以上配置すること。なお、当該月の看護職員の配置が1割の範囲内で減少しているため、翌月末日において基準を満たすに至っていない場合は翌々月から減算すること。	中濃県事務所
2	通所介護	3 運営	実施地域	条例第77号第97条第5号（第29条第5号） 要綱第3の1(3)ツ(ウ)	通常の事業の実施地域については、客観的にその区域が特定されるものとする。	中濃県事務所
3	通所介護	3 運営	屋外サービス	条例第77号第96条第1項 要綱第3の6(3)イ(エ)	事業所の屋外でサービスを提供する場合は、効果的な機能訓練等のサービスとして、あらかじめ通所介護計画に位置付けること。	中濃県事務所
4	通所介護	3 運営	通所介護計画の説明	条例第77号第96条第2項第2号 要綱第3の6(3)ウ(オ)	通所介護計画の目標や内容だけでなく、その実施状況や評価についても利用者又はその家族に説明を行うこと。	中濃県事務所
5	通所介護	3 運営	事故防止	条例第77号第101条の2 要綱第2の6(3)ク	事故が発生した場合は、「岐阜社会福祉施設等内事故事件等対応マニュアル」に基づき、県事務所福祉課に報告をすること。	中濃県事務所
6	通所介護	4 報酬	個別機能訓練加算	老企第36号第2の7(9)⑥	個別機能訓練加算(Ⅱ)の機能訓練は、身体機能そのものの回復を主たる目的とする訓練ではないので、利用者の状況を把握し、日常生活における生活機能の維持向上に関する目標を設定すること。	中濃県事務所
7	通所介護	4 報酬	中重度ケア加算	老企第36号第2の7(8)⑥ 平成27年度報酬改定Q&A (Vol.1) 問38	中重度ケア加算を算定している事業者が作成すべき「中重度の要介護者であっても社会性の維持を図り在宅生活の継続に資するケアを計画的に実施するプログラム」について、家庭内での役割づくりのための支援や、地域の中で生きがいや役割をもって生活できるような支援をすることなどの目標を通所介護計画又は別途作成する計画に設定すること。	中濃県事務所
8	通所介護	4 報酬	認知症ケア加算	老企第36号第2の7(10)⑨ H27年度報酬改定Q&A (Vol.1) 問36	認知症ケア加算を算定している事業者が作成すべき「認知症の症状の進行の緩和に資するケアを計画的に実施するプログラム」について、その目標を通所介護計画又は別途作成する計画に設定すること。	中濃県事務所
9	通所介護	4 報酬	中重度ケア加算	老企第36号第2の7(8)⑥	中重度者ケア体制加算を算定する場合、中重度者の要介護者であっても社会性の維持を図り在宅生活の継続に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成する必要があるが、通所介護計画に設定する場合は、当該加算の対象となるプログラムであることを明確にすること。	中濃県事務所
10	通所介護	4 報酬	認知症ケア加算	老企第36号第2の7(10)⑨	認知症加算を算定する場合、認知症の症状の進行の緩和に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成する必要があるが、通所介護計画に設定する場合は、当該加算の対象となるプログラムであることを明確にすること。	中濃県事務所
11	通所リハビリテーション	3 運営	リハビリテーションマネジメント加算	告示第95号第25号イ(1) 老企第36号第2の8(9)⑤	通所リハビリテーション計画の進捗状況についての初回の評価は、通所リハビリテーション計画に基づくリハビリテーションの提供開始からおおむね2週間以内に実施すること。	中濃県事務所
12	通所リハビリテーション	3 運営	リハビリテーション会議	条例第77号第128条第3項 要綱第3の7(3)ア(ケ)	通所リハビリテーション事業者は、医師、理学療法士等、介護支援専門員、居宅サービス計画に位置付けられた居宅サービス等の担当者、看護職員、介護職員等を構成員とするリハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努めること。	中濃県事務所
13	通所リハビリテーション	3 運営	非常災害対策	条例第77号第100条 要綱第3の6(3)カ	非常災害に関する具体的計画は、火災に対処するだけでなく、水害・土砂災害、地震等地域の実情に応じた災害にも対処できるものとする。	中濃県事務所
14	通所リハビリテーション	4 報酬	通所リハビリテーション計画	老企第36号第2の8(1)	通所リハビリテーション費は、通所リハビリテーション計画に位置付けられた所要時間に応じて所定単位数を算定することになっているため、通所リハビリテーション計画には、具体的なサービスの内容とともに、所要時間を記載すること。	中濃県事務所

○平成29年度 実地指導における主な指摘事項（居住系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	短期入所生活介護	5 その他	休止の届出	介護保険法第75条第2項	短期入所生活介護のサービス提供を行っていないので、必要な人員を配置する等早急に受け入れ態勢を整えること。それができない場合は休止届を提出すること。	中濃県事務所
2	短期入所生活介護 特定施設入居者生活介護	4 報酬	サービス提供体制強化加算	老企第40号第2の5(29)（第2の2(17)①準用）	前年度から引き続きサービス提供体制強化加算を算定する場合は、前年度（3月を除く）の介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合を算出し、基準に適合しているかどうか確認すること。	中濃県事務所
3	特定施設入居者生活介護	1 人員	生活相談員	条例第77号第203条第4項	生活相談員のうち一人以上は常勤の者とする事。	中濃県事務所
4	特定施設入居者生活介護	1 人員	生活相談員	要綱第3の10(1)ア	生活相談員の資格の確認ができない者があったので、確認できる書類を整備しておくこと。	中濃県事務所
5	特定施設入居者生活介護	1 人員	看護職員及び介護職員	条例第77号第203条第1項第2号、第3項	前年度の利用者数の平均値を算出し、看護職員及び介護職員の員数（常勤換算数）が、特定施設に置くべき従業者の員数を満たしているか確認すること。	中濃県事務所
6	特定施設入居者生活介護	1 人員	介護職員	条例第77号第203条第8項	唯一の常勤の介護職員が退職する予定になっているが、介護職員のうち一人以上は常勤でなければならないので、人員基準違反にならないように対応を考えること。	中濃県事務所
7	特定施設入居者生活介護	3 運営	サービス提供の記録	条例第77号第208条第1項	サービス提供の開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を、サービス提供の終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載すること。	中濃県事務所
8	特定施設入居者生活介護	3 運営	機能訓練	条例第77号第221条（第146条準用） 取扱要領第3の10(3)セ（第3の8(3)ク準用）	利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送るうえで必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならないため、特定施設サービス計画に、機能訓練の内容や機能訓練指導員の関わりについて記載すること。	中濃県事務所
9	特定施設入居者生活介護	3 運営	非常災害対策	条例第77号第100条	施設の消防計画に基づき年2回以上の避難訓練等を実施すること。	中濃県事務所

○平成29年度 実地指導における主な指摘事項（福祉用具貸与・特定福祉用具販売）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	福祉用具貸与	3 運営	実施状況の把握	条例第77号第237条第2項第4号	福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行った場合には、その結果を記録しておくこと。	中濃県事務所

○平成29年度 実地指導における主な指摘事項（施設サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	介護老人福祉施設	3 運営	感染症対策	条例第79号第33条第2項第2号	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。	中濃県事務所
2	介護老人福祉施設	3 運営	事故防止	条例第79号第41条第1項第3号 要綱第2の3(31)ウ、エ	事故の発生又はその再発を防止するため、事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。	中濃県事務所
3	介護老人保健施設	3 運営	重要事項説明書	条例第80号第7条第1項 要綱第2の3(1)	事故発生時の対応について、重要事項説明書などの入所申込者への交付文書に記載すること。	中濃県事務所
4	介護老人保健施設	3 運営	サービス担当者会議	条例第80号第17条第2項第5号	施設サービス計画の作成にあたり、サービス担当者会議を開催したこと又は施設サービスの担当者への照会を実施したことが分かるように、その内容を記録しておくこと。	中濃県事務所
5	介護老人保健施設	3 運営	その他の日常生活費	条例第80号第14条第5項	その他の日常生活品費について、消費税相当を加えた額を請求しているのに、重要事項説明書にもその旨明記すること。また、せんたく代について、実際に請求する額と重要事項説明書の額が異なっていたので一致させること。	中濃県事務所
6	介護老人保健施設	4 報酬	入所前後訪問指導加算	告示第21号別表2二注(2) 老企第40号第2の6(16)	入所前後訪問指導加算Ⅱを算定する場合は、退所後の生活に係る支援計画を策定したことを明確にしておくこと。	中濃県事務所
7	介護老人保健施設	3 運営	非常災害対策	条例第80号第32条 要綱第2の3(23)ウ	非常災害に関する具体的計画は、火災に対処するための計画のみではなく、水害・土砂災害、地震等地域の実情にも鑑みた災害にも対処できるものとする。	中濃県事務所
8	介護老人保健施設	4 報酬	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	老企第40号第2の6(9)⑦	認知症短期集中リハビリテーションに関する記録として、「訓練評価」について記載すること。	中濃県事務所